地　域　再　生　計　画

１　地域再生計画の名称

自然・人・産業の和で築く安心の南魚沼まちづくり計画

２　地域再生計画の作成主体の名称

南魚沼市

３　地域再生計画の区域

南魚沼市の全域

４　地域再生計画の目標

４－１　地域の現況

新潟県南魚沼市は、東京からおよそ 200km の新潟県南東部に位置し、市を南北に縦貫する関越自動車道のインターチェンジが 3 か所、および上越新幹線の浦佐駅もあることから首都圏との連絡が容易であり、首都圏と新潟県を結ぶ交通の要衝となっている。

市の東側には、日本 100 名山の駒ヶ岳、巻機山など 2,000m級の山岳地帯を擁し、日本海低気圧の影響を受けることによる特別豪雪地帯となっており、平成 18 年豪雪では累計降雪量 2,157cm を記録し、昭和 56 年 1 月には観測史上最高となる積雪深 380cm を記録した、日本有数の豪雪地帯である。

この雪の恵みによるスキー産業や、豊かな自然環境を活かした清流での釣りや川遊び、登山、キャンプなどの観光業が盛んであり、また、雪解け水の利用などにより日本一の高品質・良食味米を自負する「南魚沼産コシヒカリ」が生産され、八色スイカ、八色しいたけなども全国的に有名なブランドとなるなど、農業が本市の基幹産業となっている。

この「南魚沼産コシヒカリ」の販売促進のため、和歌山県みなべ町「南高梅」との「日本一の米と梅」コラボレーションによる、販売促進とブランド力の強化に取り組み、また、地元産米の地元消費の拡大と誘客を狙った「南魚沼“本気（まじ）丼（どん）”キャンペーン事業」も実施し、好評を博している。

さらに、高速交通体系による高い地理的優位性を活かした工業団地への企業誘致にも早くから取り組み、地元への就職先の確保にも努めてきた。

しかし、一方で本市の人口は、平成 20 年で 61,670 人だったのものが、平成 25 年には 6 万人を下回り、平成 30 年には 56,723 人と人口減少が著しく進んでおり、自然動態・社会動態ともにマイナスの一途となっている。

本市では、こうした状況を改善するために「南魚沼市まち・ひと・仕事創生総合戦略」を策定し、定住自立圏構想、ＣＣＲＣ構想などに取り組み、庁内に「人口問題プロジェクトチーム」を立ち上げながら、産業の振興と安定した雇用の創出、地域資源を活用した交流と移住・定住の促進を取り組むべき重要戦略と定めている。

４－２　地域の課題

４－２－１　総合的な人口減少対策

国勢調査における本市の 2010 年（平成 22 年）の人口は 61,624 人で、第１次総合計画における推計値 62,680 人を約 1,000 人下回った。さらに、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成 25 年 3 月に公表した推計によると、本市の人口は、平成 52 年には 5 万人を下回るとされ、本市における人口の減少傾向は、今後さらに進行すると予想される。

人口減少の進行による影響は多方面に及ぶと考えられるが、特に日常生活、地域産業、医療・福祉、市政・財政への影響が大きいことが予想される。経済活動の縮小、社会保障費の増大、社会活力の低下などをもたらし、地域社会の維持そのものが困難となることが危惧されている。また、地域の社会構造に大きな影響を与え、地域での暮らしや家族のあり方にも影響を及ぼすことが予想される。

これらの人口動向及び人口推計や市民意識の状況などから、持続的で活力に満ちたまちづくりに向けて、人口の自然増のための「出生数と健康長寿が確保できる地域づくり」を強く推進するとともに、これに合わせて、若年層を中心とした「転入を拡大し、転出を抑制できる地域づくり」に取り組むことが必要である。

４－２－２　産業振興による雇用創出

本市では、高いブランド力を誇る「南魚沼産コシヒカリ」をはじめとする豊かな農作物を産する農業や林業、高速交通網の利便性を活かし製造業を中心とした商工業、豊かな自然や歴史・文化的資源を活かした観光業などが発達してきた。

しかし、消費規模の縮小、経営者の高齢化や後継者不足、労働人口の減少、多様化するニーズ、大資本の進出の影響などにより、地域経済の停滞が見られる。経済の停滞は特に若い世代の雇用の確保を困難にし、人口減少を進行させると考えられ、まちづくりに関するアンケート調査（平成 26 年）においても、雇用の促進は最重要課題となっている。

地域資源を活かした新たな産業の育成や誘致、市内企業の経営基盤や異業種間連携の強化、起業・創業の促進、雇用の「質」の充実などの産業振興により新たな雇用を創出するとともに、人材の市内定着や市内への回帰、さらに都市圏からの人口の転入を促す必要がある。

本市では、人口が自然動態・社会動態においても減少し、市街地環境や地域連携も悪化しており、それらを改善し産業と地域を連携させ、地域特性である豊富な農林水産物を活用して産業の振興と雇用の創出を図り、移住・定住の促進につなげることによりさらなる急激な人口減少を少しでも抑制することが重要課題である。

また、産業振興にも欠かせない冬期間の道路網確保に関して、市道総延長の約 3 割が大型除雪車による機械除雪路線となっており、機械除雪路線では、除雪作業に伴い舗装のはがれや穴あきなどが頻繁に発生し道路面の損傷が著しく、膨大な費用が必要となる舗装修繕が、道路管理上の最重要課題となっている。

４－２－３　新型コロナウイルスの影響による観光交流人口の減少対策

観光交流人口の増加目標を令和 9 年度までに 400 万人としているが、新型コロナウィルスの影響から観光交流人口がコロナ前の約 40%まで落ち込んでいる。

観光交流人口回復のためには、当市山間部の豊富な観光資源を活用し、取り組む必要があるため、それらへのアクセス林道を、市道、広域農道と連携して一体的に改良し、道路ネットワークを再構築することが、早期の観光交流人口回復への課題である。

「林道ヤゴ平線」：30 年の歴史がある山岳マラソン大会のコースや、雲海の名所へのアクセス道となっているが、橋梁が経年の劣化等により車両通行止めになっている。

「林道永松線」　：観光拠点の五十沢キャンプ場から巻機山へのアクセス道となっているが、法面からの落石によりたびたび通行に支障をきたしている。

４－３　計画の目標

国立社会保障・人口問題研究所等の機関による南魚沼市の推計人口は、年間に約400人減少すると推測しているが、地方創生道整備推進交付金を活用することにより、工業団地の物流や就業者の通勤路として重要な道路網である市道の整備や、農業の流通活性化と農作業の安全・効率化となる農道整備などを同時期に行うことで、市全体として、産業の振興と雇用の創出を図り、高度担い手農家の育成や新規就農者数の増加につなげ、さらに道路網の整備によって観光交流人口の増加につなげるものとする。

（目標１）高度担い手農家数（経営耕作面積7ha以上の稲作農家数）の増加

・基準値　141戸（令和元年）→148戸（令和9年）

（目標２）観光交流人口（観光入込客数）の増加

・基準値　3,259,430人（平成元年）→　4,000,000人（令和9年）

５　地域再生を図るために行う事業

５－１　全体の概要

安定した農業経営と農業所得増加のため、経営農地面積 7ha 以上の稲作農家数増加に取り組むとともに、農地の集積化を推進しているが、より安定した経営基盤と農業所得を確保するためには、さらなる農地の集積化や経営の複合化・多角化が必要であり、農作業の効率を上げるための道路整備が重要となっている。

しかし、広域農道として整備した道路も、機械除雪や工業団地の大型車の通行などで舗装の損傷が激しく、一部危険な場所は部分的な応急修繕を行っている。また、市道は、車道幅員が狭く、すれ違いに支障をきたしている。

そのため、市道津久野工業団地線および五十沢広域基幹農道の舗装修繕と、市道

宇津野川端線および市道庄之又農倉線の拡幅改良を行うことにより、国道 17 号および国道 291 号に続く第三の南北軸と上越・北陸地方へ続く西軸の二つの観光・物流経路を確立し、農業基盤としての交通環境の利便性および安全性の向上を図る。

これらの一体的な整備により、地域間や市道・農道・林道・県道とのアクセスや走行性の向上を図り、南魚沼産コシヒカリを柱にした農業の成長を活性化させ、本市の高度担い手農家数の増加や新規就農者数の確保に寄与することが期待できる。

また、改良後に市道宇津野川端線は、毎年参加者が多く地域振興につながっているグルメマラソン、グルメライドのコースとして利用でき、主要観光施設をつなぐ最短路線ともなり得るため、観光交流人口の増加にも期待できる。

５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生道整備推進交付金【Ａ３００８】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市道　道路法に規定する町道に認定済み。（　）内は認定年月日。

宇津野川端線　（平成３０年３月３０日、全線認定）

津久野工業団地線　（昭和６３年６月２９日）

庄之又農倉線（昭和５７年３月２９日）

二日町川窪線（平成１１年７月２日）

・広域農道　農道台帳に路線を記載。（一定要件農道）

五十沢広域基幹農道（県営農免農道五十沢線）は、平成 12 年２月 28 日に事業計画について土地改良法手続きを完了しており、令和２年 11 月に流通・通作条件整備計画について策定している。

・林道　森林法による中越森林計画区地域森林計画(令和５年４月１日策定)に路線を搭載。

永松線

ヤゴ平線

[施設の種類]　　[事業主体]

・市　　道　　南魚沼市

・広域農道　　南魚沼市

・林　　道　　南魚沼市

[事業区域]

・南魚沼市全域

[事業期間]

・市　　道　　令和３年度～令和７年度

・広域農道　　令和３年度～令和７年度

・林　　道　　令和６年度～令和９年度

[整備量及び事業費]

・市道 2.73ｋｍ、広域農道 3.0ｋｍ、林道 0.04ｋｍ

・総事業費　　805,000 千円（うち交付金 370,500 千円）

市　　道　　495,000 千円（うち交付金 247,500 千円）
広域農道　　150,000 千円（うち交付金 75,000 千円）
林　　道　　160,000 千円（うち交付金 48,000 千円）

［事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法］

（令和/年度）	基準年（Ｒ１）	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
指標１ 高度担い手農家数（経営耕作面積7ha以上の稲作農家数）の増加	141戸	142戸	143戸	144戸	146戸	148戸
指標２ 観光交流人口の増加 （観光入込客数の増加）	326万人	330万人	350万人	360万人	370万人	400万人

各年度末に、本市担当課からの報告などで速やかに状況を把握し、最終年度には事後評価検討会を実施し評価する。

［事業が先導的なものであると認められる理由］

（政策間連携）

市道と広域農道及び林道を同時期に短期間で整備を行う事により、個別整備に比べて効果的な施設整備が可能となり、本市の道路特性を活かした交通環境の改善や南魚沼産コシヒカリを主体とした農業振興が図られる。

これらの道整備の目標を達成することで、高度担い手農家の育成や新規就農者数の増加に期待できるという点で先導的な事業となっている。

５－３　その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「自然・人・産業の和で築く安心の南魚沼まちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

５－３－２　支援措置によらない独自の取組

（１）和歌山県みなべ町「南高梅」とコラボの南魚沼産コシヒカリのブランド力の強化

内　　容　日本一の高品質・良食味米を誇る南魚沼産コシヒカリと日本一の梅産地である和歌山県みなべ町が、「おにぎりのご飯と具材」という仲でタッグを組み、それぞれのブランド力の向上と販売促進を図るための相乗効果の発揮をめざす。

事業主体　南魚沼市、和歌山県みなべ町
実施期間　平成２７年度～

（２）南魚沼“本気(まじ)丼(どん)”キャンペーン事業

（南魚沼産コシヒカリの消費拡大）

内　　容　南魚沼産コシヒカリのブランド力向上と交流人口の拡大を目的としたキャンペーン。平成３０年度からは湯沢町、令和元年度からは魚沼市の飲食店も参加し、広域で連携して食の魅力をＰＲしている。

事業主体　南魚沼市（南魚沼市観光協会）
実施期間　平成２７年度～

（３）食によるスポーツイベント（グルメマラソン・グルメライド）等による地域の活性化

内　　容　グルメマラソン、グルメライド、八色スイカ祭り、ワイン祭り、コシヒカリおにぎり選手権、浦佐鮎まつり　ほか

実施主体　南魚沼市、南魚沼市観光協会、ＪＡみなみ魚沼ほか
実施期間　平成１７年度～

（５）観光拠点施設の無電柱化の推進（無電柱化推進事業計画補助）

内　　容　観光拠点施設の一つである「魚沼の里」の周辺市道における、景観形成による観光振興を主目的とした無電柱化事業（国土交通省道路補助事業）

実施主体　南魚沼市
実施期間　令和３年度～令和４年度

６　計画期間

令和３年度～令和９年度

７　目標の達成状況に係る評価に関する事項

７－１　目標の達成状況に係る評価の手法

４に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に南魚沼市が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握・公表する。

７－２　目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和２年度 （基準年度）	令和５年度 （中間年度）	令和９年度 （最終目標）
目標１ 高度担い手農家数（経営耕作面積7ha 以上の稲作農家数）の増加	（令和元年度） 141 戸	144 戸	148 戸
目標２ 観光交流人口の増加 （観光入込客数の増加）	（令和元年度） 3,259,430 人	3,600,000 人	4,000,000 人

（指標とする数値の収集方法）

項　　目	収集方法
高度担い手農家数（経営耕作面積7ha 以上の稲作農家数）の増加	農地基本台帳の実績数値による
観光交流人口の増加 （観光入込客数の増加）	担当課による年度末調査

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

１．事業の進捗状況

２．総合的な評価や今後の方針

７－３　目標の達成状況に係る評価の公表の手法

４に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（新潟県及び南魚沼市のホームページ）の利用により公表する。